

令和4年3月7日
山形県教育委員会

令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項（改訂版）

1 目的

令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜の中高一貫教育における連携型入学者選抜及び一般入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に感染した志願者または濃厚接触者となった志願者等（下記2（1）～（5））が、学力検査または適性検査を受検できなかった場合に受検機会を確保する観点から、安心して受検できる入学者選抜制度に資することを目的とする。

2 本実施要項において対象となる者（以下「対象者」という。）

中高一貫教育における連携型入学者選抜又は一般入学者選抜に志願している者で、以下のいずれかの理由で、受検日当日、受検できなかった者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者で、受検日当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者（※1）のうち、受検日の前日までにPCR検査の結果が判明していない者又はPCR検査を受けていない者で、受検日の前日に受検した抗原定性検査の結果が陽性である者又は抗原定性検査の結果が陰性であるが受検日当日、発熱・咳等の症状（※2）がある者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、受検日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が受検日の前日時点で陰性が確認されたが、受検日当日に発熱・咳等の症状がある者。
- (4) 保健所から新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者に該当すると伝えられてはいないが、保健所の判断によりPCR検査を受け、受検日前日までにPCR検査の結果が判明しない者、または、PCR検査に誘導されたが受検日前日までにPCR検査を受けることができない者のいずれに該当し、受検日前日に抗原定性検査を受け、その結果が陽性である者。
- (5) その他、山形県教育委員会が対象者と認めた者。

※1 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者を指す。

※2 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ（呼吸困難）がある、強いだるさ（倦怠感）がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状が続いている、咽頭痛がある、鼻汁が出る、等

3 対象者の入学者選抜に係る特例措置

「令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」等に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 中高一貫教育における連携型入学者選抜における面接実施しない。

(2) 一般入学者選抜における学力検査・面接・適性検査
実施しない。

(3) 選抜の方法

選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。中高一貫教育における連携型入学者選抜における選抜は、「学習のまとめ」を資料として総合的に判断する。一般入学者選抜における選抜は、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断する。

なお、上記の方法により難しい場合は、高等学校長が県教育委員会と協議する。

(4) 定員の取扱い

対象者については、入学定員とは別に可否を判定できるものとする。

4 手続き

(1) 志願者の保護者は、志願者が上記2のいずれかの状況となった場合には、速やかに在籍中学校等の校長（令和2年度以前の卒業者は出身中学校等の校長）を經由して、志願先高等学校長に電話連絡する。

(2) 在籍中学校等の校長は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式1）を、令和4年3月14日（月）正午まで、志願先高等学校長に提出する。

(3) 志願先高等学校長は、(2)の提出を受け、本実施要項の対象者として承認する場合は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書」（別紙様式2）を、在籍中学校等の校長あて送付する。

5 合格発表

合格者の発表は、令和4年3月17日（木）に志願先高等学校の募集要項に記載のとおり実施する。

6 その他

(1) 本実施要項は、令和4年度入学者選抜にのみ適用する。

(2) 志願先高等学校長は、対象者の志願及び合格状況を、高校教育課長に報告しなければならない。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて更に変更して実施する場合がある。